

10号

47

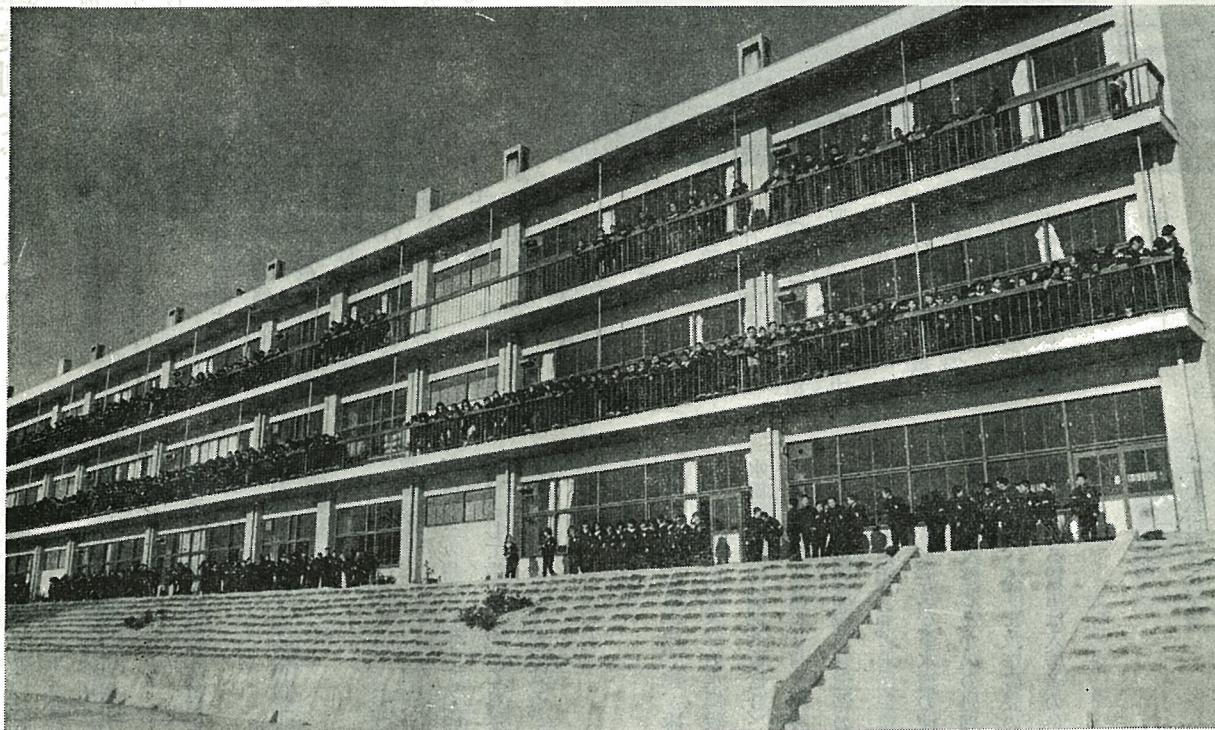
1

広報

しんち

12月1日現在

| |
|-----------|
| 1.837世帯 |
| 男 4,081人 |
| 女 4,432人 |
| 合計 8,513人 |



とじておきましよう

農業整備を基本に工業開発へ

町長橋本正一

新年おめでとうございます。町となつて最初の新年を迎えて住みよく豊かな新地町の建設をめざし新たな第一歩をふみだしました。

経済変動による影響で、財政難をはじめ多難な年となることが予想されますが、堅実な計画のもとに、懸案の事業を確実に進めて参ります。

まず鴻の巣ダム建設をはじめ、菅の沢溜池改修事業、新地たん水防除事業など、新地にとって最大の課題である「水」の解決をはかるための事業を進めます。

新時代の幕明けに向って

議長岡田四郎

町民のみなさま、明けましておめでとうございます。

ここに希望にあふれた新春を迎えるにあたり、みなさまのご清福とご繁栄を心からお祈り申しあげます。

新地町は、町制施行によって一段と飛躍し新時代の幕明けを迎ました。これを機会にいっそう住みよい新地町を実現いたしたいと存じます。

それにはまず町民のみなさまの真意を議会をとおして、町政に確実に反映させることであり、これ

待にこたたえるべく議員一同全力をあげてまいります。

町民のみなさまと議会がつねに一体となることが町づくりの基本であり、この意味で卒直なご意見やご指導をいただきたいと存じます。

新地町は、農業、工業ともに振興をめざし、無限の開発振展の可能性をもっており美しい自然環境をまもりつつ、開発を行ないたいと存じます。みなさまの積極的な協力ををお願いし新年のごあいさつといたします。

者センターは三月末にそれぞれ完成いたします。ことは後継者センターに統いて老人憩いの家を建て、若人と、おとしよりが一つの場所に集い、ともに楽しみ、ともに町づくりにはげんでいただく考え方です。さらに基盤整備を中心農業の近代化をばかりそのうえに立てる工業開発を進めてゆく方針であります。いつそろのご理解とご協力ををお願いし、新年のごあいさつといたします。

公営住宅は二月末に農業後継者センターは三月末にそれぞれ完

民生委員、児童委員名

| 氏 | 各 | 担当区域 |
|-----|-----|----------|
| 菊地 | 一ミ | 沢口、鉄炮町 |
| 横山 | アキ | 明地、大山田 |
| 鈴木 | 三 | 里崎、浜田 |
| 荒内 | フ | 木将作、下真弓 |
| 布佐 | ア | 上岡、岡 |
| 太早 | キ | 目地島川師 |
| 泉森林 | 藤田 | 浜泉谷田 |
| 井佐伊 | 春智 | ノ町、新町 |
| 太寺 | 鶴勝光 | 城内 |
| 佐菅 | 恵 | 駒ヶ嶺町 |
| 三寺 | 一 | 今高 |
| 大荒 | セ | 渋民上ノ町、新町 |
| 飯土 | 七十 | 今神、干拓 |
| 井黒 | ツ | 富倉、原相善 |
| 目 | 治 | |

民生委員協議会総務 井同善

副総務 菊善

3. 税額は、自動車の区分や重量により、それぞれ定められています。

納めなければならない人は、検査で、陸運事務所で自動車の検査を受ける際や、軽自動車の使用届け出をするときに、税額に相当する額の自動車重量税印紙(自動車重量税専用のもの)をはって、陸運事務所(自動車検査場)の窓口に提出し、納めることになっています。

昨年十二月一日に新しく民生委員(児童委員)が選任され、活躍しています。民生委員は児童委員をかね、地域の福祉向上をはかるための活動をするものです。地域の生活実態調査、更生資金のあつせん、心配ごと相談、子どももの健全育成の活動などがおもなことです。

クローバーとハートの記章を胸に、ハートの記章を胸にします。

自動車重量税は、急激に増加する自動車に対処して、道路などを

の社会資本を充実するための財源としてつくられ、昭和四十六年十二月一日から施行されました。

1. 自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車および使用の届け出に

は、一定の手続きにより非課税とされます。

2. 自動車重量税を

なお、原動機付自転車や小型特殊自動車は課税されません。

より車両番号の指定を受けける軽自動車に對し、その重量に応じて税金がかかります。

ただし、大型特殊自動車は無条件で、すでに車両番号の指定期を受けているものは、一定の手続きにより非課税とされます。

車両重量税は、車両重量と税額の関係を示す。車両重量は、車両番号の指定期を受けているものは、一定の手続きにより非課税とされます。

| 銘柄 | 型式 | 車両重量 | 車両重量 | 税額 |
|---------|--|--|------|--|
| トヨタクラウン | V G20 (D) 150 H130 (C) M S50 (D) S V A (001) P C10 (DM) P A30 (D 5) P510 (HT) P R50) (D 4) P T80 H1300C (99S) A52 (FU) T E25 (N) S T B (031) A15 (Z49F) B110 (S) K P30 (D) | 1,870 kg 1,560 1,300 1,265 1,045 965 960 940 925 905 905 835 825 795 740 690 680 | kg | 20,000 20,000 15,000 15,000 15,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 |
| トヨタマツダ | P C10 (D M) P A30 (D 5) P510 (HT) P R50) (D 4) P T80 H1300C (99S) A52 (FU) T E25 (N) S T B (031) A15 (Z49F) B110 (S) K P30 (D) | 965 960 940 925 905 905 835 825 795 740 690 680 | kg | 20,000 20,000 15,000 15,000 15,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 |
| トヨタマツダ | V G20 (D) 150 H130 (C) M S50 (D) S V A (001) P C10 (DM) P A30 (D 5) P510 (HT) P R50) (D 4) P T80 H1300C (99S) A52 (FU) T E25 (N) S T B (031) A15 (Z49F) B110 (S) K P30 (D) | 1,870 kg 1,560 1,300 1,265 1,045 965 960 940 925 905 905 835 825 795 740 690 680 | kg | 20,000 20,000 15,000 15,000 15,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 |

| 銘柄 | 型式 | 車両重量 | 車両重量 | 税額 |
|--------|--|--|------|--|
| トヨタマツダ | V G20 (D) 150 H130 (C) M S50 (D) S V A (001) P C10 (DM) P A30 (D 5) P510 (HT) P R50) (D 4) P T80 H1300C (99S) A52 (FU) T E25 (N) S T B (031) A15 (Z49F) B110 (S) K P30 (D) | 1,870 kg 1,560 1,300 1,265 1,045 965 960 940 925 905 905 835 825 795 740 690 680 | kg | 20,000 20,000 15,000 15,000 15,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 |
| トヨタマツダ | V G20 (D) 150 H130 (C) M S50 (D) S V A (001) P C10 (DM) P A30 (D 5) P510 (HT) P R50) (D 4) P T80 H1300C (99S) A52 (FU) T E25 (N) S T B (031) A15 (Z49F) B110 (S) K P30 (D) | 1,870 kg 1,560 1,300 1,265 1,045 965 960 940 925 905 905 835 825 795 740 690 680 | kg | 20,000 20,000 15,000 15,000 15,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 |

ものしおりサロン

農業委員の和解の仲介制度について、解決出来る様に、当事者の双方または一方から申し立てがあつたときは、農業委員会が和解の仲介を行なうことをとした。この和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員により行ない、県知事の許可を要するところである。和解の仲介を行なう事項についての和解の仲介を行なう場合には、仲介員会が和解の仲介を行なうことができる。県知事による和解の仲介を行なうことができる。県知事による和解の仲介を行なうことができる。